

## 令和 5 年 7 月 7 日からの大雨による災害により被災された方へ

### 申請により医療機関での一部負担金が免除となります

この度の、令和 5 年 7 月 7 日からの大雨による災害により被災された被保険者、被扶養者並びに関係者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

当組合では以下の要件に該当する場合、保険医療機関及び保険薬局等における一部負担金について免除いたします。

#### 対象となる方

- (1) 令和 5 年 7 月 7 日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用市町村 ([内閣府ホームページへ](#)) に住所を有する方  
(災害発生以降、適用市町村から他の市町村へ転出した場合を含む被保険者又は被扶養者の方。)
- (2) 上記 (1) に住所を有する方で
  - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
  - ② 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方

### 免除を受けるには

医療機関等の窓口で一部負担金の免除を受けるには、当組合が発行する「[健康保険一部負担金等免除証明書](#)」(以下、「免除証明書」という。)を健康保険被保険者証(カード証)に添えて[窓口で提示する必要があります](#)。

### 免除証明書の交付について

「健康保険一部負担金等免除申請書」をダウンロードし、添付書類(罹災証明書の写し等)を添えて当組合にご申請ください。

- ・ [健康保険一部負担金等免除申請書ダウンロード\(PDF\)](#)

### 一部負担金等の還付について

免除証明書の交付要件に該当する方で、免除期間内に保険医療機関等の窓口で一部負担金をお支払いした場合には、「健康保険一部負担金等還付申請書」をダウンロードし、添付書類(保険医療機関等が発行した領収書原本)を添えて当組合にご申請ください。

- ・ [健康保険一部負担金等還付申請書ダウンロード\(PDF\)](#)

※1 ヲ月、1 医療機関、1 名ごとに申請書が 1 枚必要です。